

伊勢原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年5月27日
伊勢原市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

伊勢原市においては、北西部の丘陵地帯から南部・東部の平地まで農地が分布しており、それぞれの地域によって利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みが求められている。

特に、山際では遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作を中心とした野菜等との複合経営が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を踏まえ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、伊勢原市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図ることとされたことから、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直し、令和6年度（平成36年）を最終目標とします。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	1,219.8 ha	11.3 ha	0.93 %
3年後の目標 (令和3年3月)	1,202.4 ha	9.8 ha	0.82 %
改正時の現状 (令和3年3月)	1,204.0 ha	51.9 ha	4.31 %
目 標 (令和6年3月)	1,185.0 ha	8.3 ha	0.70 %

※ 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値。

※ 目標設定の考え方は、伊勢原市総合計画にあわせ、毎年0.5haの遊休農地の解消を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により、利用権設定や農地中間管理事業の活用を促進する。
- ③ 利用状況調査の実施時期にかかわらず、農地パトロール及び戸別訪問を積極的に実施し、遊休農地等の早期発見と利用促進に努める。
- ④ 担当地域内の現状把握のため、必要に応じ一筆調査を行う。
- ⑤ 農業委員会は、伊勢原市農業振興課、J A、県湘南地域県政総合センターと連携して、遊休農地の発生防止・解消に努める。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	1,219.8 ha	182.9 ha	14.99 %
3年後の目標 (令和3年3月)	1,202.4 ha	197.9 ha	16.46 %
改正時の現状 (令和3年3月)	1,204.0 ha	186.3 ha	15.47 %
目 標 (令和6年3月)	1,185.0 ha	212.9 ha	17.97 %

※ 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値。

※ 目標設定の考え方は、伊勢原市総合計画にあわせ、毎年5haずつ集積面積を増やしていくこととする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

- ① 地域ごとに人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。
- ② 人・農地プランを柱として農地利用集積を進めるため、農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度等を活用した農地集積事業の普及に努める。
- ③ 農業委員会は、伊勢原市農業振興課、J A、県湘南地域県政総合センターと連携して、担い手への農地利用集積・集約に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標…0.30ha(農地取得の下限面積)

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年3月)	6 人 (1.27 ha)	6 法人 (2.48 ha)
3年後の目標 (令和3年3月)	9 人 (2.17 ha)	9 法人 (3.98 ha)
改正時の現状 (令和3年3月)	3 人 (0.35 ha)	8 法人 (3.61 ha)
目 標 (令和6年3月)	12 人 (3.07 ha)	12 法人 (5.48 ha)

※ 現状については、平成25年度から令和2年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

※ 目標設定の考え方は、過去の実績（平成25年度から令和2年度）から、個人については毎年1経営体の新規参入で0.30haの取得面積を、法人については毎年1経営体の新規参入で0.50haの取得面積を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 農業委員会は、伊勢原市農業振興課、JA、県湘南地域県政総合センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

4 進捗状況の点検

毎年度、目標の達成に向けた取組の進捗状況を点検し、必要に応じて措置を講ずる。